



総 財 第 34 号
令和 7 年 4 月 14 日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



審査申立書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 176 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり審査を申し立てます。

- 1 審査申立人の氏名及び住所
沖縄県知事 玉城 康裕
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 2 審査申立てに係る議決の内容
令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）において修正議決された「甲第 1 号議案令和 7 年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第 19 号議案令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議に係る議決（以下「本件議決」という。）
- 3 審査申立てに係る議決があった年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 4 審査申立ての趣旨
本件議決を取り消す裁定を求める。
- 5 審査申立ての理由
別添のとおり
- 6 添付書類
資料1 令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）議案（その 1）（抜粋）
資料2 令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）甲第 1 号議案令和 7 年度一般会計予算に対する修正案
資料3 令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）甲第 19 号議案令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算に対する修正案

- 資料4 議案等採決区分表
- 資料5 議決予算送付書（抜粋）
- 資料6 再議書
- 資料7 再議に付された予算について
- 資料8 修正案提案理由（発言内容の文字起こし）
- 資料9 令和6年第4回沖縄県議会（定例会）会議録（抜粋）
- 資料10 令和7年度予算編成方針（抜粋）

審査申立ての理由

目次

第 1	本件議決について.....	1
1	議会による修正について	1
(1)	本件議決に至る経緯について	1
(2)	本件議決の概要について	2
(3)	議会による修正の理由について	2
第 2	本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由	3
1	法令上の規定等について	3
(1)	地方自治法上の予算修正権について	3
(2)	予算の趣旨を損なうような増額修正であるかの判定について	4
2	本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由	5
(1)	内容について	5
(2)	規模について	7
(3)	当該予算全体との関連について	7
(4)	翌年度以降の行財政運営に対する影響度について	8
(5)	その他行財政運営に係る事項について	9
(6)	借換債以外の地方債に対する影響について	10
(7)	予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかについて	10
第 3	結語	11

第1 本件議決について

1 議会による修正について

(1) 本件議決に至る経緯について

ア 沖縄県知事は、令和7年2月12日に沖縄県議会に対し、令和7年度沖縄県一般会計予算案、特別会計予算案及び公営企業会計予算案を提出した（資料1）。

イ これらの議案については、令和7年第1回沖縄県議会（定例会）での本会議、予算特別委員会等での質疑を経て、予算特別委員会において令和7年3月25日に採決されることとなり、その際、宮里洋史議員ほかから、甲第1号議案令和7年度沖縄県一般会計予算及び甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算に対する修正案（資料2及び資料3）が提出され、賛成多数で議決された（資料4）。

ウ 予算特別委員会で修正議決された甲第1号議案令和7年度沖縄県一般会計予算及び甲第19号議案令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算が、令和7年3月28日の本会議においても修正議決された（資料5）。

エ 沖縄県知事は、当該修正議決が、長の提案した予算の趣旨を損なうものであり、法第97条第2項ただし書に規定する「長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」に抵触し、議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認められるとして、法第176条第4項の規定に基づき再議に付した（資料6）。

オ 沖縄県議会は、この再議を受け、同日の会議において、先の

議決のとおり決定した（資料 7）。

(2) 本件議決の概要について

ア 本件議決は、令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算の歳入予算に係る借換債について、臨時財政対策債償還分として借換えをすることができる範囲であると議会が推計した 58 億円を増額し、一般会計繰入金を 58 億円減額するとともに、第 2 表地方債の限度額を修正するものであった。

イ また、令和 7 年度沖縄県一般会計予算の歳出予算において、公債管理特別会計への繰出しを 58 億円減額し、財政調整基金積立金を 58 億円増額するものであった。なお、それぞれの会計の歳入歳出総額に変更はない。

(3) 議会による修正の理由について

議会による修正の理由は、次のとおり（資料 8）。

ア 臨時財政対策債の返済については、地方財政計画上、財源保障がなされていることから、借換えずに実質的に繰上償還を行うことは、本来、事業に充てることができるキャッシュをみすみす取り逃している。

イ 借換債の増額は県債残高が増え、将来の財政運営に支障が生ずることとなることが懸念されるが、沖縄県の実質公債費比率及び将来負担比率は全国に比べ低い。そのため、借換えを 58 億円増額したとしても、比率への影響は特段危険視すべきもので

はないと考える。

ウ 借換可能額 266 億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は 165 億円であり、原案の 173 億円の臨時財政対策債と一般債の借換債の予定額で按分した 107 億円との差額 58 億円を増額することにより、臨時財政対策債相当額の全額借換えることを求める。

エ 公債管理特別会計繰出金を 58 億円減額し、後年度における事業費の財源確保を目的として、同額を財政調整基金へ積み立てる。

第 2 本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由

1 法令上の規定等について

(1) 地方自治法上の予算修正権について

ア 予算案の修正に当たっては、法第 97 条第 2 項により「議会
は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。
但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことは
できない。」と規定されている。

イ 「長の予算の提出の権限を侵す」とは、「長が提案した予算
の趣旨を損なうような増額修正を行うことをいうものである。」
とされており、「発案権を侵して修正議決された予算は是正さ
れなければならない。」とされている（逐条地方自治法第 9 次
改訂版（以下「逐条」という。）382～383 ページ）。

ウ 「増額」とは、予算全体を増額する場合及び全体としては

増額しないでも各款項を増額する場合を含む。」とされている
(逐条 382 ページ)。

エ 地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政
体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成 28 年 3 月 16
日）」において、「予算については長に提案権が専属している
ことから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討
していくべきである。」とあり、議会の修正権は厳格に解され
ている。

(2) 予算の趣旨を損なうような増額修正であるかの判定について

ア 「予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかどうかを判
定するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、
当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営におけ
る影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判
断することが必要」とされている（昭和 52 年 10 月 3 日付け自
治省行政局長通知）。

イ 「予算の趣旨については、長が予定していない新たな目標を
追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正
を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却するよ
うな増額修正は、予算の趣旨を損なうもの」と解されている。

また、「当該予算全体に占めるウェイト及び予算に盛り込ま
れている他の施策との関連や、翌年度以降の行財政運営に対す
る影響度も含めて判断する必要がある」とされている（地方財
務実務提要（第 1 巻 2101～2103 ページ））。

2 本件議決が議会の権限を超え又は法令に違反すると認める理由

本件議決は、以下のとおり予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであるため、法第 97 条第 2 項ただし書の規定に違反する。

(1) 内容について

ア 原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成した。

イ 借換債は、年度ごとに発行可能額が異なり、恒常的な財源としては安定しないため、後年度に継続する事業の財源とするには課題がある。

ウ 本件議決は、「本来、事業に充てることのできるキャッシュをみすみす取り逃している」（資料 8）とのことで、借換債を増額し、財政調整基金に積み立てるものとなっているが、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。

エ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）附則第 33 条の 5 の 2 に規定されている各年度の臨時財政対策債は、全額借入れを行っている。その借換えに当たっては、地方公共団体の判断によ

り行うこととなる。

借換えの判断を行うに当たっては、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら総合的に判断している。

オ 借換可能額 266 億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は 165 億円である。

原案の 173 億円を臨時財政対策債とそれ以外の県債との借換可能額の比率で按分して推計した額 107 億円と、165 億円との差額 58 億円が増額された。

しかし、借換債の内訳（臨時財政対策債とそれ以外）については、金融機関との交渉の結果、借換時に決まるものであり、臨時財政対策債相当額として算出した推計は、合理性を欠いている。

カ 議会が予算の修正を行おうとするときは、「長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出すことが望ましい」（昭和 52 年 10 月 3 日付け自治省行政局長通知）とされている。

令和 6 年 11 月定例会及び令和 7 年 2 月定例会の一般質問で、借換えを積極的に行って様々な事業を実施すべきではないかという質問があったが、必要な事業には所要額を精査した上でそれに見合った財源を措置しているところであり、借換債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであるため、金利の動向や今後の財政状況等を見極め慎重に判断していると答弁している（資料 9）。また、令和 7 年 3 月 7 日の予算特別委員会（概要説明）及び同月 10 日の常任委員会（予算特別

委員会から依頼を受けて予算審査)で、臨時財政対策債の返済を留保しておいて財源確保する考え方についての質問があったが、令和6年11月定例会及び令和7年2月定例会の一般質問と同様の答弁をしている。しかしながら、常任委員会の審査の過程で生じた疑義について、改めて質疑を行う令和7年3月18日の予算特別委員会の総括質疑では取りあげられることなく、同月25日の予算特別委員会の採決に先立ち修正案が提出された。

以上のことから、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出したとは言い難い。

(2) 規模について

ア 本件議決は、原案で計上している借換債173億円に対し、58億円、約34%増の231億円とするものであり、昨今の金利上昇傾向にある中、借換えにより将来の県民への利子負担は増大する。

イ 借換えは、将来の財政需要や将来世代への負担などを熟慮して実施しているが、具体的な議論がない上、議会による推計にすぎない58億円を増額することは過大であり、修正の必要性・相当性を欠いている。

(3) 当該予算全体との関連について

ア 原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成した。

イ 本件議決は、後年度の財源確保のみを目的に財政調整基金を積み増すことになっており、その必要性について何ら議論が行われていない。

ウ 財政調整基金残高は、原案約 71 億円に対し、本件議決では約 129 億円と大幅な増となる。

エ 原案における財政調整基金残高約 71 億円は、前年度と同規模となっている。

令和 6 年度においても様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していることから、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えており、地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由に欠ける。

(4) 翌年度以降の行財政運営に対する影響度について

ア 県債については、新沖縄県行政運営プログラムに基づく取り組みを継続するとともに、必要な公共施設等の建設資金の確保及び世代間の公平性を勘案し適切に発行している。

イ これまで、歳入不足を補う地方債である臨時財政対策債の借換えについては、必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営を行ってきた。

ウ 原案では、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の老朽化対応や、J リーグ規格スタジアム、大型 M I C E 施設整備など、公共施設等に係る旺盛な財政需要により、施設整備に要する費用は今後さらに増加することを勘案し、将来にわた

り持続的・安定的な財政運営が可能となるよう、借換債の所要額を計上している。

エ 県債の借換えは、将来の財政需要や将来世代への負担などを熟慮して実施しており、本件議決により、直近の金利で試算すると約 5 億円の負担増となり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更なる利子負担の増が見込まれる。

オ 地方財政法第 4 条の 2 で「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定されており、当該条項は、長期的視野における地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めている（新版地方財政法逐条解説 33～34 ページ）。本件議決は、この原則を否定するものである。

(5) その他行財政運営に係る事項について

ア 沖縄県の予算編成の基本的な考え方である「令和 7 年度予算編成方針」の中で、県債については、後年度の財政負担に十分配慮して計上することとしており（資料 10）、本件議決における後年度の財源を確保することを目的とした借換債の増額は、「長が予定していない新たな目標を追加し、又は新たな手段を追加することを目的とした増額修正を行い、もって予算編成における基本的な考え方を没却する」ものである。

イ 議会は、実質公債費比率や将来負担比率への影響は、特段危険視すべきものではないとしているが、今回の修正議決によって、後年度の償還額及び利子負担は確実に増加する。

ウ 地方債は、予算書において、財政の都合で繰上償還、償還年限の変更又は借換えを自治体の裁量で行うことが可能となっているが、本件議決はその考え方を没却するものである。

エ 将来の世代への財政負担を含めた財政運営は、最終的に知事が責任を負うことになる。そのため、原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成している。本件議決が認められることになれば、後年度の財政負担の責任が不明確になる。

(6) 借換債以外の地方債に対する影響について

地方自治体の財政運営は、長期的視野をもって地域の財政需要に対応していくものであり、他都道府県の実質公債費比率や将来負担比率との比較を予算編成で考慮することは、適當ではない。

また、本件議決が、実質公債費比率や将来負担比率が低いことをもって法第97条第2項ただし書の規定に抵触しないということであれば、今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり、安定的な財政運営が困難となる。

(7) 予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるかについて

(1) から (6) の事由を勘案すると、本件議決については、予算の趣旨を損なうような増額修正であり、長の予算の提出の権限を侵すものであると言わざるを得ない。

第3 結語

以上のことから、本件議決は、長の予算の提出の権限を侵すものであり、法第97条第2項ただし書の規定に違反することから、本件議決を取り消す裁定を求める。